

新しい生活様式

1. 感染しない・させないための基本的対策

感染防止のための3つの基本 ①ソーシャルディスタンスの確保 ②マスクの着用 ③手洗いをきちんと行ってください。

- 人との距離はできるだけ2mあける
- 会話をするときにはできるだけマスクを着用する
- 家に帰ったらまず手を洗う
手洗いは30秒程度かけて水と石鹸でていねいに洗う



2. 感染しない・させないための移動に関する注意

- 感染の流行している地域への移動は控える
- 発症した時のために、誰とどこで会ったかをメモにする

3. 感染しない・させないための基本的生活様式

- 「3密」(密集・密接・密閉)をさける
- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- ソーシャルディスタンスの確保
- 毎朝の体温測定、健康チェック



4. 感染しない・させないためのシーン別生活様式

買い物 ○少人数で、すいた時間に ○レジに並ぶ時もソーシャルディスタンス ○サンプルなどの接触は控えめに	食事 ○持ち帰りや出前、デリバリーの利用も ○対面ではなく横並びで ○おしゃべりは控えめに ○大皿はさけて、料理は個々に
レジャー・スポーツなど ○公園はすいた時間、場所を選ぶ ○ジョギング、ウォーキングは少人数で ○すれ違う時は距離をとるマナー	イベントなどへの参加 ○接触確認アプリの活用を ○発熱や風邪の症状がある場合は参加しない
公共交通機関 ○混んでいる時間はさけて ○会話は控えめに	

5. 感染しない・させないための働き方

- 対面での打ち合せは換気とマスク
- オフィスは広々と
- 会議はオンライン
- テレワークやローテーション勤務



北海道スタイルの実践 コロナと向き合って生きる

国の新型コロナウイルス感染拡大に係る緊急事態宣言が解除され、これからは新型コロナウイルスの存在を前提に、その存在と向き合いながら行動していく「感染防止・経済回復」期に移行し、感染予防を図りながら経済活動を回復していきます。

幕別町では、「感染防止・経済回復」期における「新しい生活様式」について5項目にまとめました。町民のみなさんにはこれに沿った行動をしていただき、新型コロナウイルスと向き合う新しい生活の実現にご協力をお願いいたします。



新型コロナウイルス感染症に対応した 就学援助・修学支援資金の申請を受け付けます

この度の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年以降に家計が急変し、就学（修学）が困難と認められる世帯を対象とし、援助します。

	就学援助	修学支援資金
対象者	町内の小中学校に在籍している児童生徒の保護者で以下①～⑥のいずれかに該当する方	高等学校などに在学している高校生またはその保護者が幕別町に在住し、かつ市町村民税所得割課税世帯に属している方で以下の①～⑥のいずれかに該当する方 ※市町村民税所得割非課税世帯の方は、お子さんの通う高校に問い合わせをして、北海道高校生等奨学給付金の申請をしてください。
対象者	①生活保護法の規定に準じて算出した基準額と実際の収入額とを比較して1.30倍未満の世帯に属している方 ②会社の休廃業や倒産、離職などにより職を失った方 ③国税、道税、町税のいずれかにおいて、収入の大幅な減少を理由として減免または徴収猶予の措置がされた方 ④売上げの大幅な減少を要件とする公的資金の支援などを受けた方 ⑤生活福祉資金の特例貸付を受けた方 ⑥連続する2カ月の収入の合計が、前年同月の収入の合計額と比較して20%以上減少し、生活保護法の規定に準じて算出した基準額と比較して1.30倍未満の世帯に属している方（任意の2カ月の収入状況を6倍して収入額を計算する）	
提出書類	・就学援助費受給申請書 ・令和元年中世帯全員の収入金額および市町村民税所得割額が確認できるもの（令和2年1月2日以降に転入された方のみ）	・修学支援資金受給申請書 ・高等学校などの在学証明書 ・令和元年中世帯全員の収入金額および市町村民税所得割額が確認できるもの（令和2年1月2日以降に転入された方のみ）
提出書類	【上記②～⑤に該当する方】 状況を確認できる公的機関などが発行した書類の写し 例：退職証明書、徴収猶予許可通知書、公的支援金や生活福祉資金の特例給付の決定通知書等 ※町税についての証明は、税務課で発行しています。	
提出書類	【上記⑥に該当する方】 令和2年1月以降で収入が減少した2カ月分の収入額と、平成31年（令和元年）の同月の収入額を明らかにするものの写し 例：給与明細、月ごとの売上の分かる書類など	
給付額	年度当初と変更ありません。区分などにより異なりますので、詳しくは町HPをご覧ください。	
提出先	教育委員会学校教育課、生涯学習課生涯学習係（忠類コミセン内）、札内支所、糠内出張所、お子さんが通っている小中学校	教育委員会学校教育課、生涯学習課生涯学習係（忠類コミセン内）、札内支所、糠内出張所
提出先	【郵送の場合】〒089-0604 幕別町錦町98番地 幕別町教育委員会学校教育課	
提出期限	令和2年7月31日(金)	

☎教育委員会学校教育課学校教育係（☎54-2006）

町内の宿泊施設に泊まって、地元の魅力を再発見しましょう！

町内宿泊施設宿泊費助成事業

新型コロナウイルス感染症の流行により、宿泊客が減少し、経済的損失を受けた町内宿泊施設への誘客促進を目的として、町民が町内の対象宿泊施設に宿泊した場合、1人1泊あたり5,000円を上限に宿泊費の半額を助成いたします。（宿泊数や利用回数に制限はありません。）

助成対象者	助成額	助成対象となる宿泊施設
幕別町に住所を有する方	対象施設1泊につき1人半額（上限額5,000円）	十勝幕別温泉グランヴィリオホテル（依田384-1 ☎56-2121）
		幕別温泉パークホテル悠湯館（依田126 ☎56-4321）
		十勝ナウマン温泉ホテルアルコ（忠類白銀町384-1 ☎8-3111）

期間：令和3年3月30日の宿泊まで

※ただし、総予算額に達した場合は、期間終了前に助成を終了いたします。

助成の利用方法

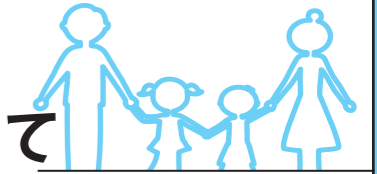
宿泊施設のフロントでチェックイン時に「宿泊費助成申請書」に助成対象者全員の氏名、年齢、住所をご記入と住所が確認できる証明証をご提示ください。チェックアウト時に助成をいたします。証明証の提示がない場合は、助成を受けることができませんので必ずお持ちください。
証明証例：運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳、住民票、マイナンバーカードなどの公的機関発行の証明証
※宿泊プランや空室状況の確認及び予約は、インターネットの予約サイトをご覧になるか、ホテルにお問い合わせください。

宿泊費の支払に、幕別町商工会発行のスーパープレミアム商品券が使用できます。（使用期限：令和2年9月末）

新型コロナウイルス
感染予防のための
お願い

- ・発熱や風邪の症状がある方、また体調不良の方は施設の利用をご遠慮ください。
- ・マスクを着用してください。
- ・入館時に手指の消毒をしてください。
- ・咳エチケットや手洗いをお願いします。
- ・他の方と一定の距離（2m程度）をとりましょう。

☎商工観光課観光係（☎54-6606）



公務員の皆様へ 子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活を支援する取り組みとして、児童手当（所得制限超過により特例給付となっている方を除く）を受給する世帯に対して給付金を支給します。

▶支給対象者

令和2年4月分（児童の年齢到達または死亡により3月分の支給を受けた方を含む）児童手当を受給者の方で幕別町に住民票のある方

※特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に児童1人当たり月額5千円を支給）の受給者は対象となりません。

▶対象児童

令和2年4月分の児童手当が支給される児童（児童の年齢到達または死亡により3月分の児童手当の支給される児童を含む）

▶給付額 対象児童1人につき1万円

▶申請方法

令和2年9月30日⑩までに、次の書類を提出してください。（郵送可）

- ・申請書（所属庁から配布を受け、児童手当を受給している証明を受けたもの）
 - ・児童手当を受給している振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し（申請書へ貼付）
- ※公務員の児童手当の受給状況は、所属庁から町に情報提供されないため、町から給付対象の公務員の方に個別にご案内できませんので、ご留意願います。

▶申請書の受付窓口

役場こども課（本町130番地1）、札内支所（札内青葉町311番地11）、糠内出張所（糠内251番地1）、忠類ふれあいセンター福寿（忠類白銀町384番地10）

※受付時間は、申請期間の平日午前8時45分～午後5時30分までです。

※札内支所は毎週水曜日は午後7時まで開所していますので、ご利用ください。

☎こども課こども支援係（☎54-6621）

お一人につき10万円

「特別定額給付金」の申請はお済みですか？

町では、郵送による特別定額給付金の申請受付を令和2年5月18日⑨から、オンラインによる申請受付を令和2年5月7日⑧から開始しています。

この給付金は、みなさんからの申請に基づき給付するものですので、給付を希望される方は忘れずに申請期限内に申請してください。

申請期限 令和2年8月18日⑦

給付を希望される方は、必ず期限内に申請をしてください。

申請期限を過ぎますと、特別定額給付金の支給をすることはできませんので、お早めに申請手続きを行ってください。

※特別定額給付金の申請書は、5月15日⑤に世帯主の方に発送しております。申請書がお手元がない方は、特別定額給付金給付事業実施本部までご連絡ください。

「申請の方法がわからない」「自分一人では申請が難しい」など、特別定額給付金のことでお困りのときやご不明な点などがありましたら、お気軽に下記までご相談ください。

☎幕別町特別定額給付金給付事業実施本部
（幕別町住民福祉部住民生活課） ☎幕 54-6615

給付金に関連して国や幕別町が

- 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請を求めること

は 絶対にありません。



給付金を装った
詐欺に注意!!

「特別定額給付金」をかたる
詐欺にご注意ください

振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関して

- ・市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・「子育て世帯への臨時特別給付金」を振り込むために、ATMの操作を依頼することは絶対にありません。
- ・市町村や厚生労働省などが「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給するために手数料の振込みを求めること等は絶対にありません。

ご自宅にこのような内容の電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、役場や最寄の警察署にご連絡ください。